

仙台市中心部商店街賃料等補助金交付要綱

(令和8年5月29日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心部商店街への来街目的・楽しみの多様化を図り、都心の滞在量を増加させるため、民間事業者等が空き店舗に入居する際に要する賃料の一部に対する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則(昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は商店街団体、公益活動団体、その他市長が適当と認める団体をいう。

(2) 新たな店舗とは、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 出店する店舗が、対象エリアからの移転でないこと。ただし、現在店舗が属する建物の閉鎖等、自己都合でない移転の場合はこの限りではない。

イ フランチャイズチェーンでないもの。

ウ チェーンストアでないもの。

(3) 商店街団体とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 商店街振興組合又はその活動が商店街の活性化に資すると認められる事業協同組合。

イ 商店街を形成する任意の商店街組織で、近接して事業を営む10名以上で、主に小売業、サービス業又は飲食業で構成されるもの。

ウ 商工会法又は商工会議所法に基づいて組織され、商店街活性化のための事業等を行うもの。

(4) 対象エリア

対象エリアは、名掛丁商店街振興組合、クリスロード商店街振興組合、おおまち商店街振興組合、一番町一番街商店街振興組合、サンモール一番町商店街振興組合、一番町四丁目商店街振興組合の活動区域でアーケードに接するエリアをいう。

(5) 公益活動団体とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 特定非営利活動法人
- イ 一般社団法人
- ウ 社会福祉法人

(6) 空き店舗

この要綱に基づく補助金の交付を申請する日に活用されていない賃貸借可能または取得可能な店舗。

(7) フランチャイズチェーンとは、次のいずれにも該当するものをいう。

- ア 他の事業者（以下、「本部」という。）から、特定の商標、商号等を使用する権利を付与されている店舗。
- イ 物品販売、サービス提供、その他の事業・経営について、本部からの援助、統制、指導に基づき、統一的な方法により実施されている店舗。
- ウ 上記ア、イの対価として本部に金銭を支払っている店舗。

(8) チェーンストア

11以上の店舗を直接経営している単一資本が営む店舗をいう。

(9) 市税

法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税及び個人市民税（特別徴収）をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象エリアの空き店舗に新たな店舗を出店する中小企業者等。
- (2) 出店先商店街の賛同を得て、同対象エリアの賑わい及び集客の向上に寄与すると認

められる者。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいない者。

(4) 以下のいずれかに該当する者でないこと。

ア 空き店舗の所有者。

イ 空き店舗の所有者の2親等以内の親族である者。

ウ 空き店舗の所有者又は所有者の2親等以内の親族が役員となっている法人等。

(5) 市税を完納している者。

(6) 宗教活動又は政治活動を目的としていない者。

(7) 公序良俗に反する行為又は関係法令に違反していない者。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象者とならないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団。

(2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員。

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

（市税の滞納がないことの確認等）

第4条 前条第1項第5号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

（補助対象経費及び補助率等）

第5条 補助金の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 前項により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を

もって補助金の額とする。

- 3 補助対象事業について、国、県又は市等から補助金（この要綱に基づく補助金以外のものをいう。）を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を算定の基礎とする。

（補助対象外経費）

第6条 次の各号に掲げる経費は、補助金の交付の対象から除くものとする。

- （1）空き店舗を賃借する場合の敷金及び礼金。
- （2）現在店舗からの移転に伴う仮店舗に要する費用。
- （3）その他補助の対象として市長が不相当と認めるもの。

（交付条件）

第7条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- （1）関係法令等を遵守し、諸手続きを遅延なく履行すること。
- （2）経費の変更（第11条に定める軽微な変更を除く。）をする場合は、市長の承認を受けること。
- （3）事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- （4）事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- （5）事業が予定の期間内に開始できない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- （6）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- （7）補助事業に係る経理は、他の経理と区分して行うこと。
- （8）補助金の交付の決定を受けた後に補助事業に着手するものであること。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）及び添

付書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、申請が到達してから30日以内に、審査のうえ交付決定を行い、交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第10条 第7条第2号から第4号までの規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する承認申請があった場合は、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、事業変更承認通知書（別記様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第11条 第7条第2号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

(1) 補助金額の変更で、補助金交付決定額から10パーセントを超えない減額の変更であること。

(2) 別表に定める補助対象経費における額の変更で、その額が変更前の金額から10パーセントを超えない額であること。

(申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに交付申請取下書（様式第5号）により行うものとする。

(事業が予定期間内に開始しない場合等の報告)

第13条 第7条第5号の規定により市長の指示を求める場合には、事業が予定期間内に開

始できない理由又は事業の遂行が困難となった理由を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助金交付の決定を受けた者は、当該補助事業完了後30日以内または3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記様式第6号）及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認める場合には、随時事業の経過の報告を求めることができる。

(補助金の額の確定及び通知)

第15条 市長は、前条第1項に規定する実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、これを補助金確定通知書（別記様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、補助金交付請求書（別記様式第8号）を額の確定の通知を受け取ってから30日以内、あるいは当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合。

(2) 補助金を交付決定された内容以外の用途に使用した場合。

(3) 交付決定された内容の事業を遂行しなかった場合。

(4) 補助期間内に事業の中止又は廃止をした場合。

(5) その他関係法令、規則及び当該要綱の規定に違反した場合。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（別記様式第10号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金返還命令書（別記様式第10号）によりその超える部分の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(選定委員会)

第20条 市長は、補助金の交付の決定等この要綱の目的達成に必要な意見を聴くとともに、公平・公正に補助事業者を選定するため、仙台市中心部商店街賃料等補助事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会においては、次の各号に掲げる選定方針に基づき選定を行う。

(1) 商店街への新たな機能を創出するものであること。

(2) 商店街のにぎわい創出に寄与するものであること。

(3) 商店街振興組合活動に協力すること。

3 選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月8日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費		補助限度額、補助期間	補助率
賃借料	建物賃借料 建物使用料	500万円 ※建物賃貸借契約日から 6ヵ月	1/2以内

備考

- 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

（宛先）
仙 台 市 長

（申請者）
所在地
名 称
代表者

仙台市中心部商店街賃料等補助金交付申請書

仙台市中心部商店街賃料等補助事業を下記のとおり実施したいので、仙台市補助金等交付規則第3条第1項及び仙台市中心部商店街賃料等補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1. 店 舗 等 の 名 称
2. 補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容 事業計画書及び別紙のとおり
3. 補 助 対 象 額 及 び 補 助 金 交 付 申 請 額 別紙のとおり
4. 事 業 着 手 予 定 年 月 日 年 月 日
 事 業 完 了 予 定 年 月 日 年 月 日
5. 当該店舗が市の補助事業である旨の情報の公表の内容、方法及び時期
6. 添 付 書 類
 - （1）商店街空き店舗活用事業応募申請書に添付した書類のうち、変更のあったもの
 - （2）現在の店舗外観及び内観の状況が分かるカラー写真（撮影日及び撮影位置を記載）
 - （3）暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（必要な場合）
 - （4）納税証明書

別記様式第1号（その2）（第8条関係）

【補助対象額及び補助金交付申請額】

（単位：円）

対象経費	補助対象額 （税抜き）	補助率	交付申請額
賃借料			
交付申請額（合計）			

【補助事業の実施計画】

年間売上高		円
所得金額		円
年間来客数		人
実施事業計画	【事業内容】	
	【上記のほか、出店先商店街の活性化に資する事業計画、 出店先商店街と連携・協力して行う事業計画】	
	【その他自由記載】	

市税納付状況確認

補助金の申請にあたり、当団体の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を仙台市長が閲覧・確認することに同意します。

団体名

代表者名

同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所納税担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたものに限り、）を添付して申請してください（1通300円の手数料が必要です）。

「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって

市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ち下さい（法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ち下さい）。

※ 補助要件・・・市税の滞納がないこと

（受益と負担の適正化及び滞納者の納税の促進のために確認させていただいています。）

（補助事業者）

所在地

名 称

代表者

様

仙台市長
（公印省略）

仙台市中心部商店街賃料等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記の補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1. 店舗等の名称

2. 交付決定額

3. 交付条件

1. 仙台市補助金等交付規則及び仙台市中心部商店街賃料等補助金交付要綱、並びに補助金の交付決定の内容と以下の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行ってください。
2. 経費の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、市長の承認を受けてください。
3. 事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けてください。
4. 事業を中止し、または廃止する場合は、市長の承認を受けてください。
5. 事業が予定の期間内に開始できない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けてください。
6. 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管してください。
7. 補助事業に係る経理は、他の経理と区分して行ってください。
8. 補助事業を行うために締結する契約は、一般競争入札など本市が行う契約手続きに準拠し

て行ってください。

9. 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を請求します。
この場合、仙台市補助金等交付規則第18条第1項による加算金を納付しなければなりません。
10. 上記9において、納期日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助金等交付規則第18条第2項による遅延損害金を納付しなければなりません。
11. 補助金に係る予算執行の適正を期するため必要がある場合は立入検査等を実施します。

担当	〇〇局 〇〇部 〇〇課	
連絡先	電話番号	022-〇〇〇-〇〇〇〇
	メール	_____@city.sendai.jp

年 月 日

（ 宛 先 ）
仙 台 市 長

所在地
名 称
代表者

仙台市中心部商店街賃料等補助金変更承認申請書

年 月 日付け仙台市 指令第 号で交付決定のあった仙台市中心部商店街賃料等補助金について、下記のとおり変更したいので、仙台市中心部商店街賃料等補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1. 店舗等の名称
2. 変更の内容

変更前	変更後

3. 変更の理由
4. 変更予定年月日

（補助事業者）

所在地

名 称

代表者

様

仙台市長

（公印省略）

仙台市中心部商店街賃料等補助金変更承認通知書

年 月 日付け仙台市 指令第 号で交付決定した仙台市中心部商店街賃料等補助金について、下記のとおり変更を承認したので、通知します。

記

1. 店舗等の名称
2. 既交付決定額
3. 変更交付決定額
4. 変更事項

変更前	変更後

5. 変更の理由

担当	〇〇局 〇〇部 〇〇課	
連絡先	電話番号	022-〇〇〇-〇〇〇〇
	メール	_____@city.sendai.jp

別記様式第5号（第12条関係）

仙台市中心部商店街賃料等補助金交付申請取下書

年 月 日

（あて先）仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

年 月 日付仙台市（〇〇〇）指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり不服があるので、仙台市補助金等交付規則第7条及び仙台市中心部商店街賃料等補助金交付要綱第12条の規定により、申請を取り下げます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金額
- 3 申請年月日
- 4 不服のある交付の決定内容又は決定に付された条件及びその理由

年 月 日

（ 宛 先 ）
仙 台 市 長

所在地
名 称
代表者

仙台市中心部商店街賃料等補助金実績報告書

年 月 日付け仙台市 指令第 号で交付決定のあった仙台市中心部商店街賃料等補助金が完了したので、仙台市補助金等交付規則の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 店 舗 等 の 名 称
2. 交付決定額及びその精算額 別紙のとおり
3. 事業着手年月日 年 月 日（賃貸借契約の開始日）
建物賃借料発生年月日 年 月 日（賃借料が発生した日）
店舗開店年月日 年 月 日（店舗の運営を開始した日）
事業完了年月日 年 月 日
4. 当該店舗が市の補助事業である旨の情報を公表した実績
5. 補助事業の運営状況 別紙のとおり
6. 添 付 書 類
 - （1）領収書又は収支を証する書類の写し
 - （2）空き店舗の賃貸借契約書等の写し
 - （3）営業状況が確認できる店舗外観及び内観の状況が分かるカラー写真
（撮影日及び撮影位置を記載）
 - （4）店舗の収支決算状況がわかる資料の写し

別記様式第6号（その2）（第14条関係）

【補助事業の交付決定額及びその精算額】

対象経費	補助対象額 (税抜き)	補助率	補助金額	交付決定額	差引増減
賃借料					
実績額（合計）					

【補助事業の実施状況】

年間売上高	計画	円	実績	円
所得金額	計画	円	実績	円
年間来客数	計画	人	実績	人
事業実施内容 今後の方針	【事業内容】			
	【上記のほか、出店先商店街の活性化に資する事業実績、 出店先商店街と連携・協力して行った事業実績】			
	【当初の計画達成状況】			
	【今後の方針等】			

別記様式第7号（第15条関係）

仙台市〇〇指令第〇〇号

年 月 日

（補助事業者）

所在地

名 称

代表者

様

仙台市長

（公印省略）

仙台市中心部商店街賃料等補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記事業に対する補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

1. 店舗等の名称

2. 交付決定額

3. 交付済額

4. 確定額

担当	〇〇局 〇〇部 〇〇課	
連絡先	電話番号	022-〇〇〇-〇〇〇〇
	メール	_____@city.sendai.jp

別記様式第9号（第17条関係）

仙台市〇〇指令第〇〇号

年 月 日

（補助事業者）

所在地

名 称

代表者

様

仙台市長

（公印省略）

仙台市中心部商店街賃料等補助金交付決定取消通知書

年 月 日仙台市 指令第 号で交付決定した仙台市中心部商店街賃料等補助金については、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

1. 店舗等の名称

2. 交付決定額

3. 交付決定取消額

4. 取消理由

担当	〇〇局 〇〇部 〇〇課	
連絡先	電話番号	022-〇〇〇-〇〇〇〇
	メール	_____@city.sendai.jp

別記様式第10号（第18条関係）

仙台市〇〇指令第〇〇号

年 月 日

（補助事業者）

所在地

名 称

代表者

様

仙台市長

（公印省略）

仙台市中心部商店街賃料等補助金返還命令書

年 月 日付け仙台市 指令第 号で金額の確定した（交付決定を取り消した）補助金については、下記のとおり返還を命ずる。

記

1. 店舗等の名称

2. 返 還 額

3. 返 還 期 限

4. 返 還 理 由

4. 返 還 理 由 担 当	〇〇局 〇〇部 〇〇課	
連絡先	電話番号	022-〇〇〇-〇〇〇〇
	メール	_____@city.sendai.jp